

平成27年3月定例会 経済文教委員会委員長報告

5番 西沢 利一でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、経済文教委員会に付託されました諸議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております経済文教委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第1号 平成27年度長野市一般会計予算のうち商工観光部関係について、2点申し上げます。

1点目は、雇用対策についてであります。

雇用情勢は、全体的に改善が進んでおりますが、依然として厳しい状況にあり、労働者の雇用対策が求められております。

昨年12月に立ち上げた企業PR・就職情報サイト「おしごとながの」の登録事業者数は、スタート時から3か月で約2倍に増え、現在の求人情報は100件以上となっているとのことであります。

就職希望者と企業の双方にとって有効なサイトにするため、より一層のPR活動に努めるよう要望いたしました。

また、長野市産業振興ビジョンでは、若年者の就業支援が重点プランとして掲げられており、新年度予算には、平成29年度からスタートを予定している次期長野市産業振興ビジョン策定のための基礎調査費が計上されております。まちづくりアンケートでも、6年連続で「安定した雇用の確保」が第1位に上げられており、本市の最重要課題となっております。

については、市内の雇用状況を調査し、次期長野市産業振興ビジョンにおいて若年者の就業支援をどう位置付けていくか検討するなど、雇用対策について重点的に取り組むよう要望いたしました。

2点目は、善光寺御開帳後の観光振興についてであります。

北陸新幹線（長野経由）の金沢延伸と善光寺御開帳に合わせ、新長野駅ビルと長野駅善光寺口駅前広場が装いを新たにするとともに、長野駅東西自由通路に設置された長野市観光情報センターも営業時間の延長や職員の増員など観光案内機能が強化され、全国各地から観光客を迎える準備が整いました。

市では、善光寺御開帳期間中の数々の催しや会場の装飾に加え、新1200万人観光交流推進プランに基づく「祈りの朝・宵の宴キャンペーン」により、善光寺のお朝事や長野の夜のまちを楽しめる食事などの情報発信を通じて、宿泊客の増加や滞在時間の延長に取り組んでいくとのことであります。

委員会では、御開帳後の賑わいをどう創り出していくか、長野駅東西自由通路で地酒、地元の味噌などの物産展やイベントを開催して商工業や観光の振興につなげられないか、長野駅ビルだけでなく周辺の商店街の皆さんの意見を聴いて中心市街地の活性化にも取り組むべきだ、交通の利便性が向上したことを生かして関西・北陸方面からの誘客対策に取り組む必要がある、との意見が出されました。

ついては、本市にとって最大の集客のチャンスである善光寺御開帳において、その後の誘客に向けた情報発信やPR活動に努めるとともに、「長野ならではの」観光振興策を検討し、御開帳後の誘客につなげるよう要望いたしました。

次に、議案第1号 平成27年度長野市一般会計予算のうち農林部・農業委員会関係について申し上げます。

野生鳥獣被害対策とジビエ振興についてであります。

市は、新年度、野生鳥獣被害対策としてイノシシ、ニホンジカ等に加え、地域から要望が多かったタヌキなどの中型獣にも補助対象を拡大するとともに、野生鳥獣被害の減少と捕獲した野生獣をジビエとして有効活用するため、野生鳥獣被害対策に関わる組織を一元化した「いのしか対策課」を新設するなど、新たな取組を実施することとしております。

ジビエ振興については、市内でもジビエ料理を提供する飲食店が増えつつある一方、狩猟者の育成・確保、解体に従事する人材の育成、食肉加工施設がある若穂地区以外の地域で捕獲したイノシシなどの有効活用といった課題があります。

ついては、ジビエの需要と供給の両面において促進が図られるよう、猟友会等と

の協力、若い世代への狩猟の魅力や意義のPRを通じて新規狩猟者の育成と捕獲体制の強化を図るとともに、解体に従事する人材の育成に取り組むよう要望いたしました。

次に、議案第1号 平成27年度長野市一般会計予算のうち教育委員会関係について申し上げます。

市立長野高校への中高一貫教育の導入についてであります。

本議案には、市立長野高校への中学校併設に向けた、中高一貫教育の教育計画の策定及び校舎内の改修等に係る実施設計に要する経費が計上されております。

委員会では、小中学校の在り方や学力向上をどうしていくか検討する方が先で、市立長野高校の中高一貫教育については慎重に進めてほしい、市立長野高校周辺のためだけの中高一貫教育になってしまうおそれがあるのではないか、小学校段階から過度な受験競争にならないか懸念される、中学校から入学した生徒と高校から入学した生徒とのカリキュラム編成はどうなるのか、といった意見が出されました。

については、今定例会の一般質問の答弁及び本委員会での説明にもあったように、市立長野高校への中高一貫教育の導入については、慎重に議論を尽くしていくべきであることから、市立長野高校の校舎内の改修等を行うための実施設計費については、中高一貫教育の教育計画を策定し、中学校の開校時期を含め、議会に対して丁寧な説明をし、十分に説明責任を果たさないうちは、実施設計を行わないよう強く要望いたしました。

次に、議案第23号 平成26年度長野市一般会計補正予算のうち教育委員会関係について申し上げます。

小中連携と小中一貫教育の推進についてであります。

本議案には、少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校づくりを推進し、小中連携や小中一貫教育など児童・生徒が集団で学び合える豊かな教育環境の構築と連携による学力向上に取り組むため、連携推進ディレクターを配置する「地域発活力ある学校づくり推進事業」に要する経費が計上されております。

この事業は、小中連携と小中一貫教育のモデルとして中学校区の特色を4パターンに分け、4名の連携推進ディレクターを配置し、9年間を見通した特色ある教育

課程・教科設定、小中交流授業・合同行事、児童・生徒及び教員の相互交流、公民館等を活用した土曜学習など、学校間、学校と地域をつなぐ取組であり、平成27年度から3年間モデル的に実施するものであります。28年度には活力ある学校づくり検討委員会を設置し、実践事例を踏まえながら、全体像を描いていく予定とのことであります。

委員会では、小中連携や小中一貫教育という選択肢を示して、最終的には学校と地域で決めていくという形がいいのではないかと、小中一貫教育については転出入の取扱いや学年の区切りなどの課題はあるが、小学校と中学校の縦の関係がうまく築けているという事例もあるので、そのメリットや成功事例を紹介しながら、実施できるところから取り組んでいけばいいのではないかと、この意見が出されました。

一方、連携推進ディレクターを急いで配置するのではなく、まずはしなのきプラン29の周知も含めて小中連携と小中一貫教育をどのように進めていくかについて、保護者、学校関係者及び地域に対して十分に説明していく必要がある、小中一貫教育を導入している全国の事例では、教員の負担などの課題も指摘されているので、小中一貫教育ありきではなく、3年間のモデル事業を検証していく必要がある、との意見が出されました。

については、「地域発 活力ある学校づくり推進事業」の実施に当たっては、児童・生徒の成長や学びにとってどのような連携の在り方が良いか、メリット、デメリットを勘案して、保護者、学校関係者及び地域に対して丁寧に説明し、理解を得ながら進めるよう要望いたしました。

次に、農林部・農業委員会の所管事項について申し上げます。

長野市農業振興条例についてであります。

平成26年12月定例会において、議員提案により制定した長野市農業振興条例は、本年1月1日に施行しました。市では、本条例に基づく農業及び農村の振興に関する計画の策定に向け、農林部において現状の洗い出し作業に着手するとともに、今後、農協等とワーキンググループを設置し、本市農業の将来像、施策の取組方針、主要作物の農業産出額の算定などの取りまとめを行い、平成27年度には長野市産業振興審議会農業振興専門分科会に諮問し、28年度の答申に向け策定作業を進めていく予定とのことであります。

本条例では、振興計画の策定に当たって、農業者、農業団体、事業者及び市民の意見を反映するよう努めるとともに、長野市産業振興審議会農業振興専門分科会の意見を聴かなければならないと定めております。

については、振興計画の策定段階から、農業関係者、農産物を消費又は利用する側の市民や事業者の意見を広く聴取し反映させるとともに、その策定状況について、所管である本委員会に報告するよう要望いたしました。

また、平成29年度からスタートを予定している次期長野市産業振興ビジョンとの関係については、十分に調整を図りながら進めるよう要望いたしました。

次に、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第3号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める請願について申し上げます。

本請願については、参考人として請願団体の事務局次長の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、採択すべきものとして、「地域からの経済好循環を実現するためには、購買力を上げなければならない。そのために最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充の二つを求めている点がこの請願の特徴であり、採択すべきだ。」、「働く皆さんがしっかりと生活できるだけの最低限の賃金を保障することは重要なことであり、それが地域経済の活性化にもつながると思う。請願には、単に最低賃金を上げるということではなく、中小企業に対する配慮についても盛り込まれているので、採択すべきだ。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「最低賃金は経済活動の中から決まってくるものであり、労働基準法には、賃金などの労働条件については労使の間で対等な立場で決めるものと定められているので、採択すべきではない。」、「私たち地方では、消費者も経営者もまだ景気が上向いてきたという実感はなく、最低賃金を上げることによって踏ん張り切れない企業もあるのではないか。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、請願第4号 雇用の安定を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「無理な働かせ方をしないで、労働環境を整備して労働者の命と健康を守る、それだけでなく労働生産性を向上させることによって企業収益にも資するという観点から労働規制が設けられている。これを緩和して不安定な雇用形態にすることは認められないので、採択すべきだ。」、「限定正社員も高度プロフェッショナル労働制も労働者側から求めたものではなく、使用者側から出てきた制度であり、労働者は雇用の安定を求めているので、採択すべきだ。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「本来、労働条件というのは労使の間で対等な立場で決めるべきであると思うし、多様な働き方を認めていかなければ雇用の安定は図れないと思うので、不採択とすべきだ。」、「限定正社員については、転勤等もなく僅かな時間での働き方を望む方もいるのではないか。様々な働き方があってもいいと思うので、不採択とすべきだ。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。